

### Ⅲ 2015年基準消費者物価指数の概要\*

#### 1 指数の性格

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する財及びサービスの価格変動を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に測定するものである。すなわち、消費者物価指数は、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したものである。

#### 2 指数の概要

##### (1) 指数の対象範囲

消費者物価指数は、世帯の消費生活に及ぼす物価の変動を測定するものであるから、家計の消費支出を対象とする（ただし、信仰・祭祀費、寄付金、贈与金、他の負担費及び仕送り金については、対象から除外する。）。

したがって、直接税や社会保険料などの支出（非消費支出）、有価証券の購入、土地・住宅の購入などの支出（貯蓄及び財産購入のための支出）は指数の対象に含めない。

なお、持家の住宅費用については、「帰属家賃方式」により指数に組み入れる。

##### (2) 指数算式

指数算式は、基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）とする。

$$I_t = \frac{\sum_{i=1}^n p_{t,i} q_{0,i}}{\sum_{i=1}^n p_{0,i} q_{0,i}} \times 100 = \frac{\sum_{i=1}^n \frac{p_{t,i}}{p_{0,i}} w_{0,i}}{\sum_{i=1}^n w_{0,i}} \times 100$$

$I$  : 指数  
 $p$  : 価格       $q$  : 購入数量  
 $w$  : ウェイト (=  $pq$ )  
 $i$  : 品目  
 $0$  : 基準時       $t$  : 比較時

指数の計算方式としては、基準とする年の消費支出割合をウェイトに用いて指数を計算していく固定基準方式、前年の消費支出割合をウェイトに用いて計算した当年の指数を毎年掛け合わせていく連鎖基準方式などがある。消費者物価指数では、消費構造を一定にした場合の物価変動を測定するために固定基準方式の指数を作成・公表するとともに、参考指数として毎年の消費構造の変化を反映する連鎖基準方式の指数についても作成・公表する。

##### (3) 指数の基準時及びウェイトの参照年次

指数の基準時及びウェイトの参照年次は、2015年の1年間とする。

なお、ウェイトは、主に家計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）によって得られた2015年平均1か月の1世帯当たり品目別消費支出金額を用いて作成する。

\* 詳細は、2015年基準消費者物価指数の解説 (<https://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/index.html>) を参照

#### (4) 指数品目

指数の計算に採用する品目（以下「指数品目」又は単に「品目」という。）は、世帯が購入する多種多様な財及びサービス全体の物価変動を代表できるように、家計の消費支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、継続調査が可能であることなどの観点から選定した584品目に持家の帰属家賃1品目を加えた585品目（沖縄県のみで調査する4品目を含む。）とする。

#### (5) 価格

指数品目の価格には、原則として小売物価統計調査（統計法に基づく基幹統計調査）の動向編によって得られた市町村別、品目別の小売価格を用いる。なお、小売物価統計調査（動向編）の調査市町村（以下「調査市町村」という。）の数は167である。

「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」及び「カメラ」の3品目については、POS情報\*による全国の主要な家電量販店で販売された全製品の販売価格を用いる。

\*POS情報：民間の販売時点情報管理システム（Point of Sales system）において収集された情報

#### (6) 指数の計算

指数の計算は、最初に、比較時価格を基準時価格で除して算出した品目別価格指数を各品目のウェイトで加重平均して最下位類の指数を算出し、次に各最下位類の指数を当該類ウェイトで加重平均して上位類の指数を算出する。同様にして、小分類指数、中分類指数、10大費目指数、総合指数の順に積み上げる。

全国の指数は、最初に、各調査市町村の品目別価格指数を各調査市町村の品目別ウェイトで加重平均して全国の品目別価格指数を算出し、次に、全国のウェイトを用いて上記の方法により順次上位類を計算して総合指数を算出する。

なお、都市階級別、地方別などの指数も全国の場合と同じ方法により算出する。

### 3 指数の作成系列

基本分類指数は、全国及び東京都区部については、総合、10大費目、中分類、小分類及び品目別の指数を作成する。都市階級、地方、大都市圏、都道府県庁所在市及び政令指定都市については、総合、10大費目及び中分類の指数を作成する。

財・サービス分類指数を全国及び東京都区部について作成するほか、世帯属性別指数、品目特性別指数を全国について作成する。参考指数として、全国についてラスパイレス連鎖基準方式による指数を作成する。

また、「総合」、「生鮮食品を除く総合」、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」など（15系列）の季節調整済指数を全国及び東京都区部について作成する。

### 4 指数の公表

消費者物価指数は、全国の前月分指数を、原則として毎月19日\*を含む週の金曜日の午前8時30分に公表する。また、東京都区部の当月分指数の中旬速報値を、原則として毎月26日を含む週の金曜日の午前8時30分に公表する。

\*2018年1月分以降の全国結果の公表を、26日を含む週の金曜日の午前8時30分から1週間早期化した。